

世界人権宣言カード

<p>第1条 人間の本質</p> <p>人間は自由・平等なものとして生まれる。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって行動するべきである。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第2条 差別はダメ</p> <p>人種、性、言葉、信念、生まれ、財産などを理由として差別してはいけない。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第3条 安全にくらせる</p> <p>生命、自由、身体の安全は守られる。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第4条 奴隷はダメ！ 絶対</p> <p>奴隷にすること、奴隷的労働を強いること及び人身売買は、どんな形でも絶対にしてはいけない。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第5条 拷問はダメ</p> <p>拷問や非人道的な取り扱いはしてはいけない。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第6条 人として認められる</p> <p>いつでもどこでも、法によって人として認められる。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第7条 法は人を平等に扱う</p> <p>この宣言に反するどんな差別からも守られる。 法は人を平等に扱う。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第8条 裁判所の助けを受けられる</p> <p>法で認められた権利を犯された場合は、裁判所による効果的な救済を受けることができる。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第9条 取調べは手続きを守って</p> <p>逮捕、身柄の拘束、国外追放などは、きちんと手続きをふんだ上でないと行えない。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第10条 裁判は公正に</p> <p>裁判は公正・公平に、公開で行われる。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第11条 容疑者＝犯人とは限らない</p> <p>訴えられた人は、有罪が確定するまでは犯人とはみなされない。罪と罰は法律で定められていなければならない。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第12条 プライバシーは守られる</p> <p>私生活や通信をあばかれたり、名誉や信用を傷つけられたりする行為から守られる。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第13条 住みたいところに住める</p> <p>行きたいところに行ける。住みたいところに住める。出国し、帰国できる。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第14条 危険な国からは避難できる</p> <p>迫害を免れるため、他国に避難することができる。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>
<p>第15条 国籍を持てる(選べる)</p> <p>国籍を持てる。国籍を選べる。国籍を奪われてはいけない。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>	<p>第16条 結婚は2人で決められる</p> <p>結婚は当事者2人の合意で成立する。家庭は社会や国の保護を受けられる。</p>	<p>チェック1</p> <p>チェック2</p>

世界人権宣言カード

<p>第 17 条 財産をむやみに奪われない</p> <p>個人や共同の財産所有を認められる。不当に財産を奪われることはない。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 18 条 思想・良心・宗教は自由</p> <p>思想、良心、宗教を自由に決めたり、変更したり、表明したりできる。</p>	<p>チェック 1</p>
	<p>チェック 2</p>		<p>チェック 2</p>
<p>第 19 条 表現は自由</p> <p>干渉されずに自分の意見を決められる。自分の意見を表明したり、他人の意見を求めたりできる。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 20 条 集会・結社は自由</p> <p>平和的な集会に参加し、団体を作ることができる。団体に参加することを強制されない。</p>	<p>チェック 1</p>
	<p>チェック 2</p>		<p>チェック 2</p>
<p>第 21 条 政治に参加できる</p> <p>政治に参加できる。選挙は普通選挙とし、投票は秘密投票とする。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 22 条 人間性を発展させられる</p> <p>人間性を発展させられるような経済的、社会的、文化的環境でくらしを。国はできるだけのことをする。</p>	<p>チェック 1</p>
	<p>チェック 2</p>		<p>チェック 2</p>
<p>第 23 条 自由に豊かに働ける</p> <p>職業を選べる。労働条件を良いものとするができる。失業から守られる。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 24 条 しっかり休める</p> <p>(有給で) しっかり休め、余暇を楽しめる。労働時間は合理的に制限される。</p>	<p>チェック 1</p>
	<p>チェック 2</p>		<p>チェック 2</p>
<p>第 25 条 健康を保てる</p> <p>衣・食・住・医療などの面で、健康で幸福な生活を保てる。生活が困難な場合は保護を受けられる。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 26 条 良い教育を受けられる</p> <p>人格の発展、人権の尊重、平和の実現に向けた良い教育を受けられる。義務教育はタダとする。</p>	<p>チェック 1</p>
	<p>チェック 2</p>		<p>チェック 2</p>
<p>第 27 条 文化を楽しむ</p> <p>文化生活に参加し、芸術を楽しむ、科学の恩恵にあずかれる。著作権は保護される。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 28 条 宣言の実現を求められる</p> <p>この宣言に掲げられた権利と自由が実現できるような社会的・国際的秩序を求められる。</p>	<p>チェック 1</p>
	<p>チェック 2</p>		<p>チェック 2</p>
<p>第 29 条 他人の権利も大切に</p> <p>権利を行使するときは他人の権利を尊重し、道徳・公の秩序・福祉の要求の制限に従う。</p>	<p>チェック 1</p>	<p>第 30 条 権利を奪う<権利>はない</p> <p>この宣言に掲げられた権利と自由を破壊するような行為は、権利とは認められない。</p>	<p>チェック 1</p>
	<p>チェック 2</p>		<p>チェック 2</p>